

一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会審査日程

日時 令和6年6月13日（木）

委員会終了後

場所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第45号 令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について

審査番号① 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

- 3-1-1 高齢福祉課
- 3-1-2 障害福祉課（歳入 15-2-2）
- 3-2-2、3-2-4 子育て支援課

（歳入 13-2-1、14-1-2、15-1-1、16-1-1、16-2-2）

審査番号② 福祉部

- 4-1-2 健康増進課（歳入 15-2-3、21-5-3）

審査番号③ 市民部

- 4-1-3 環境課（歳入 19-1-8）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

令和6年6月13日(木)

一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会審査資料

福祉部障害福祉課提出

○相談支援事業委託契約の修正申告において山陽小野田市社会福祉事業団が厚狭税務署に支払った額の内訳について

事業名：相談支援事業委託料

委託者：山陽小野田市

受託者：社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団

(単位：円)

年度		①既契約額	税率	②消費税額	③追徴消費税額	④延滞税額	⑤合計
平成30年度		12,777,905	8%	1,022,232	511,100	13,400	524,500
令和元年度	4月～9月	8,154,714	8%	652,377	733,900	18,800	752,700
	10月～3月	8,154,714	10%	815,471			
令和2年度		17,973,926	10%	1,797,392	898,800	22,100	920,900
令和3年度		14,563,921	10%	1,456,392	728,100	17,400	745,500
令和4年度		11,680,492	10%	1,168,049	584,100	10,300	594,400
合計		73,305,672		6,911,913	3,456,000	82,000	3,538,000

① 各年度の契約額及び支払済額

② 課税した場合の消費税額。非課税事業との認識だったため、実際は支払っていない。

③ 事業団が厚狭税務署に修正申告をしたことにより、支払った追徴消費税額。

④ 消費税の納税が遅れたことにより支払った延滞税額。

⑤ ③・④の合計額

事務連絡
令和5年10月4日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされていますが、当該事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があったところです。

これは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされており、一部の市町村において、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったことから、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱いとして取り扱っていたことによるものと考えられます。

上記を踏まえ、障害者相談支援事業その他の事業における社会福祉法上の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれては御了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いします。

なお、本内容については国税庁課税部消費税室とも協議済みですので申し添えます。

記

1 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて

障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと。

また、障害児・者の相談支援に関する事業である以下の事業についても同様に社会福祉事業には該当しないこと。

(障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号関係)

- ・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

(障害者総合支援法第 77 条の 2 関係)

- ・ 基幹相談支援センターを運営する事業（基幹相談支援センター等機能強化事業を含む。）

(障害者総合支援法第 78 条第 1 項関係)

- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 発達障害者支援センターを運営する事業
- ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

(その他)

- ・ 医療的ケア児支援センターを運営する事業

2 障害者相談支援事業等に係る税務上の取扱い及び委託料の算定について

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条及び同法別表第一第 7 号口に基づき、社会福祉法上の社会福祉事業については消費税が非課税とされているが、障害者相談支援事業等については、上記 1 のとおり社会福祉事業には該当せず、かつ、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること。

また、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。

なお、税務上の取扱いの詳細については、所轄の税務署に照会いただくようお願いする。

【担 当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電 話: 03-5253-1111

相談支援係(内線)3040 mail: soudan-shien@mhlw.go.jp

発達障害者支援係(内線)3038 mail: hattatsu@mhlw.go.jp

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室

電 話: 03-5253-1111

障害保健係(内線)3064 mail: shougai-hoken@mhlw.go.jp

○こども家庭庁支援局障害児支援課

電 話: 03-6861-0068(直通)

基準・指導係 mail: shougaisien.kijunshidou@cfa.go.jp

○児童手当の拡充について

1 事業目的

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育する者に児童手当を支給する。

2 事業内容

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）に基づく児童手当の抜本的拡充のため、児童手当法が改正された。

(改正法未公布 令和6年10月1日施行予定)

	改正前(令和6年9月分まで)	改正後(令和6年10月分以降)
支給対象	中学校修了まで	高校生年代まで
所得制限	あり ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満：15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第2子まで：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生：10,000円 ・所得制限以上：5,000円 ※当分の間の特例給付	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 第2子まで：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～高校生年代 第2子まで：10,000円 第3子以降：30,000円
支払月	3回(2月、6月、10月) ※各前月までの4か月分を支払	6回(偶数月) ※各前月までの2か月分を支払

3 対象児童数(見込み)

当初予算時 延べ 25,566人 ⇒ 法改正後 延べ **32,398人**
(+6,832人)

4 今後のスケジュール

令和6年 7月～ 児童手当システム改修
12月 改正後最初の児童手当の支給(10、11月分)

5 全体事業費

(児童手当拡充後予算) (当初予算) (補正額)
987,035千円 — 836,100千円 = **150,935千円**

○第2子以降保育料無償化事業について

1 事業概要

これまで、3歳未満児の保育料軽減策として、国制度の対象とならない第3子以降の保育料について支援を行ってきたところであるが、令和6年9月分より、所得制限や同時入所要件を設けず、第2子以降の子どもがいる世帯における保育料の無償化を実施し、その財源については、県と市が2分の1ずつ負担する。

2 事業イメージ

① 保育所、認定こども園、小規模保育事業等の利用者

	第2子		第3子以降	
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上
国制度	保護者負担あり (半額)	保護者負担あり (全額)	無償	保護者負担あり (半額)
現状の県制度	支援なし	支援なし	国制度により無償	保護者の負担の全部又は一部を支援

新たな県制度	無償化	無償化	国制度により無償	無償化
--------	------------	------------	----------	------------

【影響額】

- ・ 私立13園及び管外保育所分（保育所運営費負担金） ▲30,000千円
- ・ 公立保育所分（保育所使用料） ▲10,000千円

県と市が2分の1ずつ負担するので、市負担分（一般財源）20,000千円

② 認可外保育施設の利用者

保育の必要性がある第2子以降の3歳未満児の保育料について、所得制限を設けずに以下を上限に助成

【助成対象施設及び助成上限額】

助成対象施設	助成上限額
一般認可外保育施設	42,000円/月
企業主導型保育施設	37,100円/月

【影響額】

一般認可外、企業主導型それぞれ助成対象者を5人と仮定 2,769千円
 県と市が2分の1ずつ負担するので、市負担分（一般財源）1,385千円

新型コロナウイルスワクチンの予防接種委託料について

健康増進課 提出

- ・現時点で見込まれている新型コロナワクチン接種費用：15,300円（昨年末時点での見込み額：7,000円）
- ・令和6年度については、実質的な接種費用を7,000円程度とする激変緩和措置あり（接種1回あたり8,300円の助成）

1 新型コロナワクチンの接種費用（見込み）など ※接種1回あたり

接種費用 15,300円	助成金 8,300円 ※歳入に特定財源として計上	委託料：13,200円
	実質的な接種費用 7,000円	自己負担額：2,100円

実質的な接種費用7,000円の
3割を予定
(生活保護受給者は無料)

2 委託料の算出根拠について

65歳以上人口の50%程度にあたる10,500人（別途、自己負担なしの方200人）にて算出

$$\text{算式：} 13,200\text{円} \times 10,500\text{人} + 15,300\text{円} \times 200\text{人} = 141,660,000\text{円}$$

令和6年6月13日

環境課

一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助事業

1 制度概要

(1) 趣旨

飼い主のいない猫の繁殖防止及びそれらの猫による生活環境被害の軽減等を目的として、TNR活動を実施するものに補助金を交付

(2) 交付対象者

登録を受けた地域猫活動団体

(3) 交付対象事業

市内に生息する飼い主のいない猫に対するTNR活動

TNR活動…①猫を捕獲する(Trap) ②不妊・去勢手術を施す(Neuter)
③猫が生活していたもとの地域へ戻す(Return)の英語の頭文字をとったもので、野良猫の数を今まで以上に増やさず一代限りの命を全うさせることを目的とする活動

(4) 補助金額 不妊去勢手術に係る費用(V字カットに係る費用を含む。)

メス：不妊手術 1頭につき 10,000円

オス：去勢手術 1頭につき 5,000円

2 補助金の申請状況

4月に申請受付を開始

申請件数10件(合計予定頭数160頭)

当初予算額1,200,000円に到達

3 予算費目

4款衛生費 1項保健衛生費 3目環境衛生費

18節負担金、補助及び交付金

細節 不妊・去勢手術費補助金 1,000,000円

4 積算

メス75頭×10,000円=750,000円

オス50頭×5,000円=250,000円

計 125頭 1,000,000円

令和6年5月7日

山陽小野田市長 藤田剛二様

山陽小野田市議会

会派創政会 代表 伊場 勇

会派みらい21 代表 中村 博行



飼い主のいない猫の不妊、去勢手術費に対する支援補助金の増額要望について

近年、本市においても飼い主のいない猫が増え続けており、餌を与える人と糞尿などの被害を受けている人とのトラブルを減らすため、地域の問題として広く認識し行政が関わることによる地域猫活動団体等のボランティア活動への支援が求められてきました。

令和4年8月29日付けで、会派みらい21の長谷川知司元議員及び会派創政会の藤岡修美議員、宮本政志議員が紹介議員となり、地域猫活動団体スマイルCatsが「飼い主のいない猫の不妊、去勢手術費に対する支援補助金の創設を求める請願書」を市議会に提出し、市議会において請願を採択しました。これにより令和5年度から不妊・去勢手術費補助金の制度化が実現し、地域猫活動が進展していることは大変に喜ばしいことです。

しかしながら、令和6年度において申請受付開始から1か月も経たないうちに地域猫活動団体からの申請数に対する交付予定額が予算額に達し、4月下旬から申請の受付が停止となりました。この状態が続けば、地域猫活動に支障を来すという危惧があります。

請願の目的を達成するため、市におかれましては、各団体にヒアリングを実施し、年間活動計画、捕獲計画等を基に団体の活動実態を把握したうえで、早急に予算を増額することを要望します。

